

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	集会施設の使用許可		
根拠法令及び条項	蓮田市図書館設置及び管理条例第8条、第9条、第10条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成10年11月1日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（ 14日 ） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
標準処理期間 設定年月日	令和6年 3月22日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	蓮田市教育委員会生涯学習部社会教育課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙

(集会施設の使用許可)

第8条 教育委員会は、図書館の業務に支障のない範囲で、次の各号のいずれかに該当する者に集会施設の使用を許可する。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学習活動又は文化活動等を行う団体
- (3) その他教育委員会が特別の理由があると認めたもの

2 教育委員会は、集会施設の使用を許可する場合において、図書館の管理上必要があると認めるときは、当該許可に係る使用について条件を付することができる。

(使用制限)

第9条 教育委員会は、前条の許可に係る使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、集会施設の使用を許可しない。

- (1) 公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 営利目的をもって催し等を行うおそれのあるとき。
- (3) 図書館の管理上支障があるとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。